

## 八王子市民間保育所緊急保育事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の傷病、入院等により緊急に保育を必要とする児童に対し、民間保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）において緊急保育事業（以下「緊急保育」という。）を実施することにより、家庭における保育を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における緊急保育とは、保護者の傷病、入院、看護、災害、事故、出産、死亡又は行方不明等の事由により、緊急に家庭での保育が困難となる児童に対する保育をいう。

### (対象児童)

第3条 緊急保育の対象児童は、1週間を超える緊急保育を必要とする者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となっていない就学前児童とする。ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。
- (2) 市内に在住している児童であること。
- (3) 健康で集団保育が可能な児童であること。
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの。

### (保育実施日)

第4条 緊急保育の実施日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める日

### (実施時間)

第5条 緊急保育の実施時間は、保育所等の11時間開所時間と同じとする。ただし、特別な事由があると市長が認めたときは、これを変更することができる。

### (保育期間等)

第6条 緊急保育は、原則として1人1事案につき年1回とし、期間については、1回につ

き最低2週間、以後1週間ごとの延長が可能とし、最長4週間までとする。ただし、定員に達している場合は、延長することはできない。

(定員)

第7条 緊急保育の定員は、実施施設1園につき原則1人とする。

(実施施設)

第8条 本事業を実施する保育所等は原則として、一般型一時預かり事業を実施している施設とする。

(設備及び人員基準)

第9条 一般型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。

(承認協議)

第10条 本事業を実施しようとする保育所等は、緊急保育事業実施保育所承認協議書(第1号様式)を実施する日の前日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議に対し、第4条から第8条に該当すると認められた保育所等を緊急保育事業実施保育所として承認するものとする。

3 市長は、第1項の協議を受けた場合において、前項の規定に基づき緊急保育事業実施保育所等として承認したときは、緊急保育事業実施保育所承認通知書(第2号様式)により、また承認しない場合には緊急保育事業実施保育所不承認通知書(第3号様式)により、当該保育所等に通知するものとする。

4 設置者を変更せずに施設名称が変更となった場合は、従前に市長に届け出た緊急保育事業実施保育所承認協議書(第1号様式)の施設名称を施設名称変更後の施設名称と読み替えることとし、緊急保育事業実施保育所承認協議書(第1号様式)の再提出は不要とする。

(報告)

第11条 施設長は、市長が別に定める時期までに、緊急保育事業実績報告書を市長に提出するものとする。

(保護者負担金)

第12条 この要綱に基づいて緊急保育を実施するときは、実施保育所等は保護者から保護者負担金(以下「負担金」という。)を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する負担金は、児童1人につき次の表に掲げる額とし、保護者は、原則として緊急保育又は期間延長の申込み時に、現金で支払わなければならない。

利用区分	負担金額
4週間	一時預かり事業の保護者負担金から1,200円を控除した金額（以下「基準金額」という。）に20を乗じた金額
2週間	基準金額に10を乗じた金額
2週間以上 1週間延長するごとに	基準金額に5を乗じた金額

- 3 前項の規定にかかわらず、当該利用期間内に第4条第2号から第4号までの規定に該当する日が含まれている場合は、該当する日の基準金額を控除するものとする。
- 4 既納の負担金は、返還しない。

（緊急保育事業経費の助成）

第13条 市長は、緊急保育事業に係る運営費として、一時預かり事業経費とは別に、1週当たり7,500円（1日当たり1,500円）を緊急保育事業実施保育所等に対して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該利用期間内に第4条第2号から第4号までの規定に該当する日が含まれている場合は、該当する日の運営費を控除するものとする。
- 3 第1項及び第2項に規定する経費の交付については、八王子市保育所運営費支弁要綱及び八王子市施設型給付費等（幼保連携型及び保育所型認定こども園）支弁要綱の規定に基づき支弁するものとする。
- 4 経費の交付について調整が必要となった場合は、前項の規定に関わらず事業者と調整の上、支弁するものとする。

（委任）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。